



川越税務署からの お知らせ

☎ 川越税務署 ☎049-235-9411(自動音声案内)

3密回避～あなたの自宅が申告会場です～

確定申告書は、スマートフォンやパソコンを使用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Tax^{イータックス}で送信または印刷して郵送により提出することができます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご自宅からの申告にご協力ください。

確定申告会場に入るには入場整理券が必要です

入場整理券は当日会場で配布しますが、無料SNSアプリLINEを通じたオンライン事前発行も可能です。

配布枚数が終了した場合など、配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



確定申告会場について

開設期間／

2月1日(月)～3月15日(月)(土・日・祝を除く)

※2月21日(日)・28日(日)は開場します。

受付	午前8時30分～午後4時
相談	午前9時～午後4時
申告書の提出	午前8時30分～午後5時

場所／川越税務署(川越市並木452-2)

※令和2年分の確定申告は、還付申告などの申告相談を2月1日(月)から受け付けます。源泉徴収票など申告に必要な書類がそろい次第、早めに申告をしてください。

※入場時は、マスクを着用していただくほか、検温を行います。

申告期限は

3/15

市の申告相談会場に来 場を検討している方へ

☎ 税務課 ☎049-252-7116

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市の申告相談会場は入場制限などの対策を講じます。

できる限り申告相談会場への来場を避け、申告書はご自宅で作成し、郵送での提出にご協力ください。

詳しくは広報『富士見』1月号または市ホームページをご覧ください。市・県民税の申告書が届いている方は同封の「申告の手引き」をご覧ください。

混雑緩和のため入場制限を実施します

- 1日の受付人数を最大150人にするため、早めに受付を終了する場合があります。
- 入場制限を行うため、混雑時は受付で配布する番号札に記載の時間に再度来場をお願いする場合があります。
- 指定時間に遅れた場合や必要書類がそろっていない場合は申告を受け付けできないことがあります。
- 申告の事前予約は受け付けできません。

入場時の感染防止対策にご協力ください

- 入場時に検温を実施します。発熱症状があるなど感染症感染拡大防止の観点から適切でないと判断した場合は入場をお断りします。
- 会場内ではマスクを常時着用していただき、入場の際は、入口でアルコール消毒をお願いします。
- 申告される方は、なるべく1人でお越しください。

来場記録の記入をお願いします

- 感染者が発生した場合の感染経路調査に使用するため、来場記録の記入をお願いします。

会場の混雑状況などの確認

申告期間中、市ホームページで会場の混雑状況などが確認できます。



i 指定管理者が決定しました

キラリ☆ふじみ、針ヶ谷コミュニティセンター、放課後児童クラブの指定管理者は、公の施設の指定管理者候補者審査委員会の審査・選定の後、令和2年12月市議会の議決を経て、下表のとおり決定しました。

施設	指定管理者	指定期間	問合せ
キラリ☆ふじみ	(公財)キラリ財団	4月1日～令和8年3月31日	地域文化振興課 ☎☎252
針ヶ谷コミュニティセンター	日本環境マネジメント(株)	4月1日～令和8年3月31日	鶴瀬西交流センター ☎049-251-2791
放課後児童クラブ	(福)富士見市社会福祉事業団	4月1日～令和8年3月31日	保育課 ☎049-252-7136

パブリックコメント(市民意見提出手続)

①富士見市公共施設等総合管理方針改訂(案)および富士見市公共施設個別施設計画(案)

☎ 管財課 ☎553

公共施設などの課題を整理し、その対策の方向性を明らかにするための方針と、各公共建築物の状況に応じた維持管理・更新などの対策内容や実施時期を示す計画です。これらの計画(案)について、意見を募集します。

意見の提出先/郵送・持参 〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所管財課
FAX 049-251-2726

②第3次富士見市生涯学習推進基本計画(案)

☎ 地域文化振興課 ☎251

世代や生活環境に合わせた学習機会の充実や学習環境の整備などにより、生涯学習を推進していくための計画です。この計画(案)について、意見を募集します。

意見の提出先/郵送・持参 〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所地域文化振興課
FAX 049-254-2000

③第5期富士見市障がい者支援計画(案)

☎ 障がい福祉課 ☎371

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障がいのある人の生活全般に関わる施策を推進するための計画です。この計画(案)について、意見を募集します。

意見の提出先/郵送・持参 〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所障がい福祉課
FAX 049-251-1025

④富士見市建築物耐震改修促進計画〔令和3年度～令和7年度〕(案)

☎ 建築指導課 ☎049-252-7127

市内の既存建築物の耐震診断および耐震改修を促進するための計画です。この計画(案)について、意見を募集します。

意見の提出先/郵送・持参 〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所建築指導課
FAX 049-254-0210

⑤富士見市第3次商業活性化ビジョン(案)

☎ 産業振興課 ☎253

商業活性化の基本方針および具体的な施策の方向性を定めるための計画です。この計画(案)について、意見を募集します。

意見の提出先/郵送・持参 〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所産業振興課
FAX 049-251-3824

【共通事項】

募集期間/①②③④2月1日(月)～3月1日(月)
⑤2月15日(月)～3月15日(月)

意見の提出方法/パブリックコメント記入用紙に記入し、FAX、郵送または直接提出してください。市ホームページからも提出できます。

計画(案)の閲覧と記入用紙の配布/市政情報コーナー(市役所本庁舎1階)、各担当課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市ホームページ

※鶴瀬公民館は、工事のため休館中(3月中旬まで)ですが、事務室で閲覧と配布を行います。

【注意点】

- ご意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しませんが匿名での意見は受け付けません。
- いただいた意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見の内容とそれに対する市の検討結果と考え方を公表します。
- いただいた意見は、意見概要として要約することがあります。
- 計画(案)に直接関係しないものや賛否のみのものは、公表結果から除くことがあります。



高齢者生活支援事業



☎ 高齢者福祉課 ☎049-252-7108

高齢者の方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう在宅生活の支援を行っています。

なお、サービスごとに利用条件があり、対象となる方が異なります。担当の職員による訪問調査が必要なサービスもありますので、利用を希望する場合はお問い合わせください。

サービス名・内容・費用など	対象者など
【配食サービス】 (1食400円) 自宅へ昼食を届けることで安否確認を行う	高齢者または身体障がい者のみの世帯で、調理が困難な方
【日常生活用具給付・貸与】 ①電磁調理器の給付(所得に応じて自己負担あり) ②固定電話の貸与(通話料は自己負担)	①原則一人暮らしの高齢者で、電磁調理器が必要な方 ②市民税非課税で、電話のない、原則一人暮らしの高齢者
【寝具乾燥サービス】 (無料) 寝具乾燥は月2回以内、寝具丸洗いは年1回	高齢者または身体障がい者のみの世帯で、身体的理由などにより寝具の乾燥が困難な方
【緊急時連絡システム】 (無料) 急病、事故などの緊急時に、消防署に簡単に通報できる機器を貸与(固定電話が必要)	高齢者または身体障がい者のみの世帯で、心疾患や慢性疾患などの持病がある方
【紙オムツ支給】 (無料) 月額4,000円以内の紙オムツを支給(上限額を超えた分は自己負担)	市民税非課税世帯で要介護3～5の認定を受けており、在宅で生活をしていて紙オムツの使用が必要な方
【徘徊探知機貸与】 (月額500円) 位置情報を得られる探知機を貸与	認知症や高次脳機能障害などにより道に迷う心配があり、要介護認定を受けた高齢者などを在宅で介護している方
【徘徊高齢者等ステッカー配布】 (無料) 市名・登録番号を印字したステッカー20枚を配布	認知症など(疑いも含む)により道に迷う心配のある高齢者などを介護している方
【ふれあい収集】 (無料) 週1回、ごみの戸別収集を行う	自力でのごみの搬出が困難な高齢者または障がい者のみの世帯(近隣住民の協力、民間サービスの利用などで搬出できる世帯は除く)
【自立支援型ショートステイ】 1日1,540円、生活保護世帯は1日760円	要介護・要支援認定で非該当と認定された方で、ショートステイの利用が必要な方
【老人介護手当】 月額5,000円を支給(年3回)	介護保険料の段階が第1～3段階に区分される市民税非課税世帯で、要介護3～5の認定を受けた高齢者を在宅で介護している同一世帯の方
【成年後見制度利用支援】 ①認知症などで理解力や判断能力が十分でない高齢者で、身寄りのない方などに対し、成年後見制度の利用を支援 ②後見人などの報酬の支払いが困難な方に対し、その報酬の額(収入の状況により全部または一部)を助成	①認知症など的高齢者で、成年後見人などがいないと日常生活に支障があるが、2親等以内の親族がいないなどの理由により利用手続きができない方 ②家庭裁判所により後見人などが選任された市民税非課税世帯の方(対象者の預貯金額などが100万円を超える場合や、対象者の属する世帯の預貯金額などの合計が200万円を超える場合は除く)
【介護保険利用者負担補助】 介護保険の在宅サービス利用で支払った利用者負担額の4分の1を補助(老齢福祉年金受給者の方は2分の1を補助)	総合事業対象者または要支援・要介護認定を受け、在宅介護サービスなどを利用する市民税非課税世帯の方(生活保護世帯の方を除く)
【市内循環バス特別乗車証交付】 ①利用運賃を補助する特別乗車証を交付(運賃1回100円) ②障がいのある方の特別乗車証は障がい福祉課で交付(運賃無料)	①70歳以上の方 ②障害者手帳をお持ちの方 ※特別乗車証の発行には、顔写真(縦3×横2.4cm、スナップ写真可)が必要です。

富士見市内共通商品券・消費活性化クーポン券 使用期限は2月28日

☎ 産業振興課 ☎253

富士見市内共通商品券・消費活性化クーポン券の使用期限が近づいています。

未使用の商品券・クーポン券は払い戻しできませんので、期限までにご使用ください。

使用期限／2月28日(日)

※使用できる店舗など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



市役所への電話はダイヤルインをご活用ください

☎ 総務課 ☎222

市役所の一部の課では、電話をかけると担当課に直接つながるダイヤルイン番号があります。

市役所の代表番号は電話が混み合い、ご案内にお時間をいただくこともありますので、問合せの担当課がわかっている場合はダイヤルイン番号をご活用ください。

なお、担当課がわからないときやダイヤルイン番号のない課に問い合わせるときは、代表番号へおかけください。

※電話のかけ間違いにご注意ください。

※今月号から、広報『富士見』も各記事の問合せは基本的にダイヤルイン番号を掲載しています。



各課への問合せ一覧表



消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181
【相談日】月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

消費者ホットライン「188」(いやや!)

「188」に電話をかけると、全国どこからでもお住まいの市町村の消費生活センターなどの消費生活相談窓口につながります。

年末年始(12月29日～1月3日)を除き、原則、毎日利用が可能です。

なお、市町村の消費生活センターの相談日以外の時間は、埼玉県消費生活支援センターや国民生活センターなどにつながります。

消費者トラブルの相談がしたい、消費生活センターや国民生活センターの電話番号が分からないときは、消費者ホットライン「188」をご利用ください。



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター「イヤヤン」

新型コロナウイルス 関連の特設法律相談

☎ 人権・市民相談課 ☎272

市内在住、在勤の方を対象に、新型コロナウイルス感染症に起因するさまざまな問題に弁護士が無料で相談に応じます。

とき／午前9時～正午(1回30分)

2月	5日(金)・10日(水)・19日(金)・24日(水)
3月	5日(金)・10日(水)・19日(金)・24日(水)

場所／富士見市役所第3相談室

相談方法／電話または対面相談

申込み／事前に電話でお申し込みください。

